

広情個審第26号
平成27年10月13日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書の不存在決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年4月17日付け広市教学生第5号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第78号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ・平成26年4月17日付け広市教学生第5号の諮問事案（諮問第78号事案）

平成25年12月27日付けの開示請求に対し、実施機関が平成26年2月6日付け広市教学生第36号で行った公文書不存決定に対する同年3月31日付け異議申立て

第1 審査会の結論

「1. 2013年1月15日に〇〇中学校で発生した暴行容疑、傷害容疑（以下「本件事案」という。）に対して、遅くとも当該受傷児童を病院へ移送した段階で、当該加害児童が触法行為を行った可能性を認定していたと自称「課長〇職員の受任者と名乗る主事〇〇職員」が陳述されていたが、その時点で刑事訴訟法（昭和23年7月10日法律第131号。以下「法」という。）第239条第2項の規定を学校が適用しない根拠の一切」及び「2. 本件事案に対して、市教委が法第239条第2項の規定を適用せず、〇〇中学校を介して保護者からの要望を持って、通報することに同意した根拠の一切」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が公文書不存とした決定（以下「本件不存決定」という。）は、妥当です

第2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立ての趣旨は、本件不存決定を取り消し、本件開示請求の全部を開示するよう求めているものです。

第3 異議申立ての理由の要旨

申立人の異議申立ての理由を要約すると、次のとおりです。

- 1 申立人は、本件開示請求において「根拠の一切」を請求しているが、実施機関は、「通知」のみであると一方的に請求文書の範囲もしくは内容を狭め、申立人の請求の権利を不当に侵害している。
- 2 さらに、実施機関は、「作成していない」と一方的に請求文書の範囲を狭め、文書隠

蔽などの何らかの悪意を感じる。

- 3 実施機関や当該中学校長が速やかに司法警察に連絡しなかったことなどの判断は法第239条第2項に定められた行為を行わなかったことは、十分に認定し得るものである。
- 4 これらのことにより、本件不存在決定は、実施機関の過去の発言等からも整合性を欠くものであり、請求する文書は不存在であろうはずがない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、次のとおりです。

- 1 本件事案は、2013年1月15日ではなく同月11日に発生したものであり、該当する通知又は書類はなく、根拠を示す書類も作成していない。
- 2 生徒指導上等の諸問題への対応について、文部科学省から学校教員は必要に応じて関係機関と連携を図る必要がある旨の一般的な通知はあるが、どの段階で警察に通報するとかいった個別事例について判断要素等記載したものはない。

個別事例の対応申し合わせは行っておらず、校長裁量により対応を行っており、校長から教育委員会事務局生徒指導課等への相談がある場合には、過去事例の紹介等を行っている。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 申立人は、平成25年3月19日付けの公文書開示請求（受付番号第2021号～第2024号）において、以下の公文書の開示を受けています。

（第2021号）・「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」平成24年11月8日付け各学校長あて生徒指導課長発

・「問題行動等を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」平成19年2月22日付け各学校長あて指導第一課長他発

（第2022号）・「市民の声」事務処理手順書

・広島市教育委員会職務権限規程（該当3ページ第9条、同第11条）

（第2023号）・地方教育の組織及び運営に関する法律（該当第19条の3）

（第2024号）・「平成18年度以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料」平成24年9月文部科学省初等中等教育局児童生徒課等作成

- ・「生徒指導の充実について（通知）」平成25年4月1日付け広島市教育長あて広島県教育委員会教育長発
- ・「『生徒指導上の諸問題等集計表』の提出について（通知）」平成25年4月19日付け各学校長あて生徒指導課長発
- ・「平成24年度生徒指導部基本方針」〇〇中学校生徒指導部作成
- ・「いじめ根絶のために（我が子であればどうするか）」〇〇中学校校内研修資料

- 2 申立人は、これらの公文書の開示を受けたうえで、本件開示請求を行っていることを踏まえると、本件事案に対応した直接的な根拠となる公文書を求めているものと考えるのが相当です。
- 3 個別事例について、どの段階で警察に通報するとかいった判断要素等を記載したものはなく、また、具体的対応についての申合せも行っておらず、校長裁量により対応を行っているという実施機関の説明に不合理な点は認められないと判断されます。
また、本件事案に対応した直接的な根拠となる公文書の作成や取得したことをうかがわせるような関連資料も見当たりません。
- 4 これらのことから、実施機関が対象公文書は存在しないとして、本件不存在決定したことは、妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

なお、念のために付言すると、仮に本件開示請求の趣旨を広く捉えて、本件事案への対応の「判断理由」まで含まれ、実施機関が作成した本件事案の顛末書や報告書等が対象となり得るものと解したとしても、これらは個人情報に係わる内容の情報のため、公文書開示請求により開示できる文書ではないと考えられます。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 4. 17	広市教学生第5号の諮問を受理（諮問第78号で受理）
27. 8. 3 (第1回審査会)	第1部会で審議
27. 8. 27 (第2回審査会)	第1部会で審議
27. 10. 2 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授